

議員提出第1号議案

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県議会議員の定数については人口減少が進んでいること及び各選挙区において選挙すべき議員の数については公職選挙法の規定により令和2年国勢調査の結果による人口に比例して定めることに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 議員の定数の改正

改正後	改正前
36人	37人

(2) 各選挙区において選挙すべき議員の数の改正

改正後			改正前		
選挙区		選挙すべき議員の数	選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域		名称	区域	
益田選挙区	益田市の区域	2人	益田選挙区	益田市の区域	3人

3 施行期日

この条例の公布の日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から施行する。